

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則 二〇〇

### 告 示

○福島県議定会定例会を招集する件 二〇〇

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 二〇〇

○計量器の定期検査を実施する件 二〇二

○地籍調査に関する事業計画を定める件 二〇二

○道路の区域を変更する件三件 二〇三

○道路の供用を開始する件三件 二〇三

福島県教育委員会 二〇三

○福島県指定重要文化財として指定する件 二〇五

### する件

○福島県指定重要文化財として追加する件 二〇三

○福島県指定重要有形民俗文化財として指定する件 二〇四

○福島県指定重要無形民俗文化財として指定する件の一部を改正する件 二〇四

福島県選挙管理委員会 二〇四

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 二〇四

福島県監査委員 二〇四

○地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 二〇五

## 規 則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月十日

福島県規則第四十七号

福島県知事 佐藤 雄平

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則(昭和四十三年福島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「年利一・一〇パーセント」を「年利一・〇五パーセント」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

(金融課)

## 告 示

福島県告示第二百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議定会定例会を平成二十三年六月二十三日福島市に招集する。

平成二十三年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平  
(総務課)

福島県告示第二百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十三年六月十日から同年十月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津美里町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)リオン・ドール美里店 福島県大沼郡会津美里町字高田前川原三千五百七  
十番地ほか二十五筆
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名  
称及び住所並びに代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社小池

代表者の氏名 代表取締役 小池 伸典

住所 福島県会津若松市中町四番三十六号

- 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社リオン・ドールコーポレーション  
 代表者の氏名 代表取締役 小池 伸典  
 住所 福島県会津若松市中町四番三十六号

三 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十四年二月一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二千三百九十六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百八台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 七十九台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四百三十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 三十立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 翌日の午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

七 届出年月日

平成二十三年五月三十一日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年六月十日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所での実施する検査

福島県知事 佐藤 雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
伊達郡国見町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	七月二日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	国見町観月台文化センター
右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月一三日から八月一日まで（土曜日、日曜日及び七月一八日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所での実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
伊達郡国見町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月三日から一二月二日まで（土曜日、日曜日、一〇月一〇日、一一月三日及び同月二三日を除く。）

(計量検定所)

福島県告示第二百八十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十三年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

平成二十三年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第三 大波第四	平成二十四年三月二日
喜多方市	磐見第十 小舟寺第一	同
伊達市	梁川第五 梁川第六 梁川第七 梁川第八 石田第九 石田第十 石田第十一	同
伊達郡国見町	泉田第六 小坂第五 徳江第二 徳江第三 伊達西部第一 伊達西部第二	同
岩瀬郡天栄村	牧本第二十一	同
南会津郡下郷町	芦ノ原第四 枝松第一	同
同 郡南会津町	高野第四	同
耶麻郡北塩原村	大塩第五	同
河沼郡湯川村	石伏	同
東白川郡塙町	中塚二 川上二	同
同 郡鮫川村	大戸中第三 大戸中第四	同

(農村計画課)

福島県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道五十 沢国見線	伊達郡国見町大字西大 枝字王ノ原九〇番地先 から	変更前	一〇・〇〇 二六・〇〇	三八〇・〇
		変更後	一〇・〇〇 一九・〇〇	三八〇・〇
同 郡同 町大字西大 枝字北谷地二八番二地 先まで	同	変更前	一〇・〇〇 二六・〇〇	三八〇・〇
		変更後	一〇・〇〇 一九・〇〇	三八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道釜子 金山線	白河市東形見字道ノ入 三二番一地从先から 同 市東形見字水鏡四 二番一六地先まで	変更前	九・五〇 四六・〇〇	八八〇・〇
		変更後	九・五〇 四六・〇〇	八八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	変更前 敷地の幅員	延 長
同	同	同	同

県道高陸田島線	南会津郡下郷町大字白岩字居川向乙二一四八番三地从先から	変更前	六・〇〇	二二二〇・〇
	同 郡同 町大字白岩字川向乙二一七番二地先まで	変更後	六・〇〇 一九・〇	
		更後の別	(メートル)	(メートル)

(道路計画課)

**福島県告示第二百八十八号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十三年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道五十沢国見線	伊達郡国見町大字西大枝字王ノ原九〇番地先から	供用開始の期日	平成二十三年六月一〇日
	同 郡同 町大字西大枝字北谷地二八番二地先まで		

(道路計画課)

**福島県告示第二百八十九号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十三年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道釜子金山線	白河市東形見字道ノ入三二番一地从先から	供用開始の期日	平成二十三年六月一〇日
	同 市東形見字水鏡四二番一六地先まで		

(道路計画課)

**福島県告示第二百九十号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十三年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道高陸田島線	南会津郡下郷町大字白岩字川向乙二一四八番三地从先から	供用開始の期日	平成二十三年六月一〇日
	同 郡同 町大字白岩字川向乙二一七番二地先まで		

(道路計画課)

### 福島県教育委員会

**福島県教育委員会告示第一号**

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。  
 平成二十三年六月十日

福島県教育委員会

歴史資料の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
佐久間庸軒和算 関係資料	一括	佐久間求	田村市船引町石森字戸屋一四〇番地	田村市船引町石森字戸屋一四〇番地

(文化財課)

**福島県教育委員会告示第二号**

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる福島県指定重要文化財に、同表中欄に掲げる重要文化財を追加し、同表下欄のように改める。

平成二十三年六月十日

福島県教育委員会

上 欄		中 欄		下 欄	
名 称	指 定 告 示			名 称	員 数
松野千光寺 経塚出土品	平成三年教育委員 会告示第一号	経筒他 一括		松野千光寺 経塚出土品	一括

(文化財課)

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第十八条第一項の規定により、福島県指定重要有形民俗文化財として、次のとおり指定する。

平成二十三年六月十日

福島県教育委員会

名 称	員 数	所有者	所有者の住所	所在の場所
伊南の歌舞伎衣 裳と道具	一括	南会津町	南会津郡南会津町田島 字後原甲三三三二番地 一	南会津郡南会津町糸 沢字西沢山三三六九二 番地二〇 奥会津博物館

(文化財課)

福島県教育委員会告示第四号

福島県指定重要無形民俗文化財として指定する件(昭和六十二年福島県教育委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十日

福島県教育委員会

表の二本松の祭り囃子の項を次のように改める。

二本松の提灯祭り	二本松市金色四〇三番地 一	二本松神社例大祭提灯祭保存 会
	二本松市教育委員会内	

(文化財課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十三年六月二日現在において、次のとおりである。

平成二十三年六月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、〇七六
  - 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四二、二九四
  - 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
- |      |        |       |        |
|------|--------|-------|--------|
| 選挙区  | 得票数    | 選挙区   | 得票数    |
| 伊達郡  | 二九、三七一 | 福島市   | 七八、九七二 |
| 安達郡  | 一八、二〇四 | 会津若松市 | 三一、三九〇 |
| 岩瀬郡  | 八、四六三  | 郡山市   | 八九、三三三 |
| 南会津郡 | 八、五四六  | いわき市  | 九三、八九五 |
| 耶麻郡  | 一三、八一  | 白河市   | 二二、六二三 |
| 河沼郡  | 九、二一七  | 原町市   | 二二、六五〇 |
| 大沼郡  | 八、三五四  | 須賀川市  | 一八、〇八二 |
| 西白河郡 | 一七、九九五 | 喜多方市  | 九、〇七三  |
| 東白川郡 | 九、六八六  | 相馬市   | 一〇、一五九 |
| 石川郡  | 一二、一七七 | 二本松市  | 九、〇四二  |
| 田村郡  | 一九、七三八 |       |        |
| 双葉郡  | 一九、八三三 |       |        |
| 相馬郡  | 一〇、六四六 |       |        |

## 福島県監査委員

## 福島県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 6月10日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助  
 福島県監査委員 宗 方 保  
 福島県監査委員 野 崎 直  
 福島県監査委員 高 野 宏之

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
佐 藤 成	福島県福島市五月町2番25号
富 樫 健一	福島県福島市小倉寺字経塚山129番地の8
高 久 健一	福島県福島市宮下町5番12号 グラソジュール宮下402
鈴 木 康 将	福島県福島市野田町1丁目7番26号 ルマ・サヤン1A号
齋 藤 健	福島県福島市方木田字古屋敷13番地の1 グレースコートB202
松 田 卓 也	福島県福島市八木田字並柳21番地の1 グロウールC101号
小 林 由 佳	福島県福島市三河南町18番1号 ユアコート美海102号室
今 野 剛 嗣	福島県福島市渡利字七社宮74番地の4 プライベートタイム渡利107号室

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成23年 6月13日から平成24年 3月31日まで

(監査総務課)